

令和4年(2022年)5月吉日

保護者・PTA会員の皆様

八王子市立いずみの森義務教育学校

校長 石代 俊則

PTA会長 前田 菊男

PTA会費・メール配信費・加入保険・腕章について

日頃、学校活動やPTA活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
PTA会費、メール配信費、加入保険、腕章について下記のとおりお知らせします。

記

1 PTA会費について

(1) 金額・方法

児童・生徒1人につき、年額2千円です。

児童・生徒ごとの学校登録口座から引き落としします。

(2) 自動振替納付日

6月28日(火) ※前日までに必ずご入金ください。

(3) その他

- ・退会を希望する場合は、PTA本部役員に申し出をお願いします。5月27日(金)までに書面(書式は自由で、日付、保護者氏名、お子様(全員)の学年・クラス・氏名、退会する旨を明記)を提出してください。
- ・学校登録口座からの引き落としを原則としていますが、それ以外の支払い方法を希望する場合は、PTA本部役員にご相談ください。

2 メール配信費

PTAメールは学校としての使用もあることから、費用負担をPTA7割、学校3割とし、全体17万6千円のうち約12万3千円をPTA分としPTA予算から支出します(別途徴収はありません)。残りの約5万3千円を学校分とし学校の教材費から(児童・生徒1人あたり40~50円程度)負担することとします。

※実際は全額をPTAで支出し、学校分を雑入としてPTAが収入します。

(PTA細則【PTAメールの費用負担について】を参照)

3 PTA 加入保険について

(1) 傷害保険

PTA が主催又は共催する行事に参加中及び会場と自宅との往復途上における傷害に対する補償（ただし、日本学校安全会法の定めるところによる給付のある傷害は除く）

＜補償金額＞ 死亡時	176万円
後遺障害	53～176万円
入院1日につき	2400円
通院1日につき	1600円

(2) 賠償責任保険

行事主催者としての PTA が法律上負担する賠償責任に対する補償

＜補償金額＞ 対人・・・1名につき	5000万円	
1事故につき	3億円	免責1000円
対物・・・1事故につき	100万円	免責1000円
借用品・・・1名	10万円	
期間中	3000万円	免責5000円

※免責金額は加入者（各家庭）の負担となります。

(3) 保険料（傷害保険+賠償責任保険）

1世帯年額約100円。PTA として一括契約いたします。

PTA 予算から支出しますので、別途徴収はしません。

(4) 行事などで事故が発生した場合

保険契約会社には、本部役員が連絡を取ります。発生した段階で連絡をお願いします。速報が必要な場合があるので、すぐに副校長先生または本部役員までご連絡を。

4 腕章について

各家庭に2枚配布しています。パトロールや学校へ入るとき、行事などで使用します。使用時は腕に着用をお願いします。転出、卒業時には返却をお願いします。

万が一の破損、紛失時には実費をお支払いいただき、追加で貸し出しをしますので、本部役員までご連絡ください。

【お問い合わせ先】いずみの森義務教育学校 PTA

izuminomoripta@gmail.com



お子さまの学年、クラス、お名前、保護者様のお名前を明記の上、お問合せください。